

愛川町教育委員会

平成22年5月24日

愛川町教育委員会 5 月定例会会議録

- 1 会議日程 平成22年5月24日（月）
午後2時00分から午後3時00分
- 2 会議場所 愛川町役場2階201会議室
- 3 議事日程 日程第 1 会期の決定について
日程第 2 前々回会議録の承認について
日程第 3 前回会議録の承認について
日程第 4 教育長報告事項について
 (1) 教育長報告事項
 (2) 平成22年度愛川町就学指導について
日程第 5 愛川町社会教育委員の委嘱について
認定第 6 その他
 (1) 青少年県外交流事業について
- 4 出席委員 教育委員長 足立原 威
 委員長職務代理者 岡本 弘之
 教育委員 平田 明美
 教育長 熊坂 直美
- 5 欠席委員 教育委員 八木 一郎
- 6 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者
 教育次長 沼田 卓
 教育総務課長 河内 健二
 生涯学習課長 大八木 尚一
 スポーツ・文化振興課長 近藤 史朗
 教育開発センター指導主事 佐野 昌美

◎開会

- （足立原委員長） 皆さん、こんにちは。

ただいまから定例教育委員会を開催いたしますが、法律の定めにより、教育委員会は委員長及び在任委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決することができないとされております。

ただいまの出席委員は4人です。定足数に達しておりますので、5月愛川町教育委員会定例会は成立いたします。

よって、これより開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、ご承知願います。

これより日程に入ります。

◎日程第1

- （足立原委員長） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期であります。本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （足立原委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第2、日程第3

- （足立原委員長） 次に日程第2、前々回会議録（3月29日）の承認について及び日程第3、前回会議録（4月12日）の承認については、関連がありますので一括して審議いたしたいと思っております。

会議録につきましては、既に配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。ご意見、ご質疑がありましたらお願いいたします。

ご異議ございますか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

- （足立原委員長） ありがとうございます。

ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。

日程第2、前々回会議録の承認について及び日程第3、前回会議録の承認についての採決をいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議ありません」と呼ぶ者あり)

○(足立原委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、日程第2、前々回会議録の承認について及び日程第3、前回会議録の承認については原案のとおり承認されました。

◎日程第4

○(足立原委員長) 次に日程第4、教育長報告事項についてを議題といたします。

日程第4、教育長報告事項についての(1)教育長報告事項、(2)平成22年度愛川町就学指導について、以上2項目について一括で説明をお願いいたします。よろしく願います。

教育長。

——教育長より詳細について説明——

○(足立原委員長) ありがとうございます。

それでは、質疑に入りたいと思います。

まず、日程第4の教育長報告事項についてお聞きしたいところがありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

ちょっと私のほうからよろしいですか。

19日に厚木愛甲教育長会議がありまして、県央教育事務所になったというようなお話がございましたが、対象の地域がちょっと広がったわけですが、職員ですね、これはふえたんでしょうか。その辺のところをもう少し内容がわかりましたら。

○(熊坂教育長) 教育事務所の職員ということですか。

○(足立原委員長) そういうことです。

○(熊坂教育長) 統合しまして合計では減っております。例えば、社会教育主事が、かつては両方2名ずつが合わせて3名という形になったり、ほかの課の職員も若干ずつ減っている

ようでございます。ただ、教員の給与事務に関しては1カ所だけではやり切れないということで、もともとありました高相の教育事務所のところへ出張所みたいな形で残してあると。そこについては相模原地域を主に担当してそこでやるということを知っています。

以上でございます。

○（足立原委員長） ありがとうございます。

どうぞ、岡本委員。

○（岡本委員長職務代理者） 子ども議会でしたか、10月に予定している。

○（熊坂教育長） 10月30日です。

○（岡本委員長職務代理者） 10月ですか。昨年はなかったんですか。あれは2年ごとですか、それがわからないですから。

○（足立原委員長） 教育長。

○（熊坂教育長） 2年に1度ということで、昨年度は実施をしておりません。隔年実施でございます。

○（岡本委員長職務代理者） 2年ごとというのは決まっているんですね。

○（熊坂教育長） 当面それでやってきていますね。

○（岡本委員長職務代理者） 慣例ですか。

○（熊坂教育長） はい、慣例です。ですから、予算の段階でも事務当局もそのような理解で予算づけをしているという形でございます。これは、当初毎年という話があったんですが、学校のほうも子供たちも、毎年ですと出てくる内容も同じような内容が続いてしまうということもあったり、いろんな経過がありまして1年ごとにしようと、そういうようなことで隔年ということになったような経過だということを知っています。

○（岡本委員長職務代理者） 私、何年か前にやったのに出たんですけれども、町がそういう議会を通して、確かにいいことだと思うんですけれども、ただ何かもう子供たちが本当に形式的につくられていて、だから本当に毎年やってもフランクに子供たちらしい、議会が受け入れるのは大変らしいんですね。子供たちが素直に疑問を持ったとか、そういうことで対応すれば学校にその負担が余りかかるとか、そういうのがないんじゃないかと思うんですけれども、その辺はどうなんですか。いいことだから毎年できればやってあげればいいと思うんですけれども。それは難しいことがあるんですか。

○（足立原委員長） はい、どうぞお願いします。

○（熊坂教育長） 特にはそれはないと思うんですけれども、毎年同じようなことがある、質

問が毎年同じのが繰り返し繰り返し同じ質問が出てくる傾向がありましたので。

○（岡本委員長職務代理者） それは事前の指導のやり方で工夫できないんですかね。

○（熊坂教育長） いや、そうでなくて、学校によっては、例えば6年生でだれかが出るときに、みんなでどんな問題について質問をしようかということのを学級会等で決めまして、それを持ってくるんですけども、それをやったときに毎年同じような問題しか出てこない、そういうこともあったりした経過がありましたので。

最初の段階では毎年ということでは考えてはいたんですね。

○（岡本委員長職務代理者） いや、実際は2年ごとでしょう。

○（熊坂教育長） 2年ごとです。

○（岡本委員長職務代理者） それでも同じのが出てしまうんですかね。

○（熊坂教育長） そうですね。これは続きますね。

○（岡本委員長職務代理者） それはわからないな。

○（熊坂教育長） 大体が環境問題が多いんです、町をきれいにしましょうというような問題が。川が汚れているとか、その話がもう何回も繰り返し出てきているのが多いということになっています。

○（岡本委員長職務代理者） でも、それは何回でも、子供の見た見方として、それが解決されていないんだということで素直に意見が出るのは、我々大人たちがすぐできるかどうかわかりませんが、素直に子供たちの意見として受けとめるぐらいの大人が度量があって、毎年同じようなのが出るからやめちゃおうとかのレベルだったらやらないほうがいいと思うんですよ。

○（熊坂教育長） それだけの経過ではないと思うんですけども、いろんな調整の中で1年置きということが決まってきたというふうに思っていますが。

○（岡本委員長職務代理者） そうですか。教育委員会だけでなく、議会とか、そちらのほうが絡んでいるから難しくなるんだとは思いますが、でもせっかくいいことですから、子供がそれに参加して興味を持つと、関心を持つというのは悪いことじゃありませんから、それで子供たちから出る意見が、それはとっぴな意見であっても、それはそれとして我々が受けとめればいいんであって、我々の考えで同じ意見が出るからやめようというのは大人の発想だと思えますよ、それはやっぱり。子供たちにとっては違うと思うんです。だから、これが本当に手がかかって、議員さんが毎年やるのは嫌だというのはしようがないですけども、そういう議会として、私はできたら毎年できれば素晴らしいなと思えます。

○（足立原委員長） ちょっといいですか、今、岡本委員がお話ありましたけれども、これについてはかつていろいろあるんで、いろいろ今お話しのような意見も出ていました。あるいは学校側の意向も、毎年じゃちょっと大変だよというような意見もあったと思います。それから、ただ子供が発表するだけで、それに対する行政側からの回答が、すぐに全部一つ一つ、一問一答でいくというような内容ではないわけなんです。ですから、何せ限られた時間の中で、そういう面でも十分回答ができたかどうかという、そういう問題等もあります。そんなこともいろいろ加味しまして、隔年というんですか、1年置きですよ、そんな形になった経過があったんじゃないかなと。あるいは、これは余り意味がないんじゃないかなという、そういうご意見も教育委員の中にはありました。

○（岡本委員長職務代理者） 意味がないのならやめたほうがいいと思いますけれどもね。

○（足立原委員長） そういうのもありましたけれども、今継続をしているわけでございます。どうぞ、平田委員。

○（平田委員） これは学年的に何年生が対象となりますか。

○（熊坂教育長） 中学生、それから高校生ですね。それから、小学校は5、6年生。

○（平田委員） そうですか。

○（熊坂教育長） よろしいでしょうか。

○（足立原委員長） どうぞ。

○（熊坂教育長） 今ご意見もいただきましたので、これからもこのあり方はいろいろ実行委員会等でも検討しながらやっていきたいと思えます。

○（岡本委員長職務代理者） 厚木市とかほかの市町村は毎年やっているみたいですよ。

○（足立原委員長） やっていないと思えます。

○（岡本委員長職務代理者） 広報紙に出ますよ。新聞にも出ますよ。

○（熊坂教育長） 厚木はやっていなかったんで、ここへ来て、意見を議会という形じゃなくて、市長との対話というような形で何か始めたかもしれません。厚木は基本的にやってはいないです。ほとんどのところがやっていなくて、最近になって子供たちの意見も聞こうということで始まったところは幾つかあります。ですから、比較的1年置きでも長くやっているのは愛川町ということで私たちは状況を把握しておりますが。

○（足立原委員長） よろしいですか、私のほうから。

昨年、総合計画の関係もありまして、町長が確か中学校へ出向いて子供の意見を何かお聞きされたという部分があったようですね。そういう反映の仕方をされているようでしたね。

そういうところもあるようですね、子ども議会ではなくて。

○（岡本委員長職務代理者） せっかくいい企画なので、何とかという思いで言ったんですけども、お聞きすると背景があるようですから、もうこれ以上言いませんけれども、わかりました。

○（足立原委員長） ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、（２）の就学指導についてはいかがでしょうか。何かご質問がございましたらお願いします。

（「特にありません」と呼ぶ者あり）

○（足立原委員長） それでは、ご質問がないようでございますので、ご異議ないものと認めます。

日程第４の教育長報告事項についての（１）の教育長報告事項、（２）の平成22年度愛川町就学指導について、以上２項目については教育長報告のとおりご承認願います。

◎日程第５

○（足立原委員長） 次に日程第５、議案第３号「愛川町社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。

提案者の説明をお願いいたします。

教育長。

○（熊坂教育長） 議案第３号「愛川町社会教育委員の委嘱について」でございますが、社会教育委員の推薦母体の団体が役職の交代等４名ございましたので、新たに社会教育委員をお願いするものでございます。詳細につきましては担当のほうよりご説明申し上げますので、ご審議の上、お認めいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○（足立原委員長） 大八木生涯学習課長。

○（大八木生涯学習課長） それでは、社会教育委員の委嘱についてということで、日程第５、議案第３号について説明をさせていただきます。

社会教育委員につきましては、愛川町社会教育委員設置条例第２条の規定によりまして、委員の定数は12人、任期は２年となっております。昨年委嘱いたしました委員さんの任期は23年４月30日までとなっておりますが、委員のうち、社会教育団体から推薦を受けて委嘱いたしました委員のうち４名について、団体で役員改選がございまして、新たに推薦のあった４団体４名の方を社会教育委員として委嘱したいものであります。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただき名簿がついていると思うんですけども、平成22年度社会教育委員名簿でございます。今年度新たに委員に委嘱したい方につきましては、名簿の選出区分欄の社会教育関係者の欄にあります役職の欄に米印欄がついております4名の方でございます。婦人団体連絡協議会会長、萩原元子さん、青少年指導員連絡協議会副会長、小沼朝男さん、PTA連絡協議会会長、森サキ子さん、体育協会会長、大成行正さんの4名の方が所属される団体からご推薦をいただきましたので、社会教育委員として委嘱をしたいものでございます。

説明は以上でありますので、よろしくご審議のほどお願いしたいと思います。

以上です。

- （足立原委員長） 説明ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

ご質疑、ご意見等がありましたらお願いいたします。

4名の方が新たに社会教育関係者としてここに挙がってきているわけですけども、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （足立原委員長） ご異議ないようですので、質疑を終結したいと思います。

これより表決に入ります。

議案第3号「愛川町社会教育委員の委嘱について」の採決をいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

- （足立原委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第3号「愛川町社会教育委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6

- （足立原委員長） 次に、日程第6、「その他」の（1）青少年県外交流事業についての説明をお願いいたします。

生涯学習課長

- （大八木生涯学習課長） それでは、日程第6、「その他」、青少年県外交流事業について、資料3に基づきまして説明させていただきます。

青少年県外交流事業は平成6年度から実施しておりまして、今回で17回目となります。初めに1の目的であります、青少年を県外に派遣して、交流や体験学習を通して、「共に生きる地域社会づくり」の核となる指導者を養成し、あわせて青少年健全育成に努めるものであります。

次に、4の実施期日につきましては、平成22年8月7日の土曜日から9日の月曜日までの2泊3日となります。

次に、6の日程であります、1枚おめくりいただきますと日程表の案がございますのでごらんください。

8月7日の第1日目は、お昼ごろに立科町に到着し、体育館において対面式を行います。その後、えんでこ祭りの踊りの練習を行い、えんでこ祭りで子どもみこしを担ぎ、よさこい蓼科踊りに参加をいたします。

2日目は、立科の御泉水自然園を中心にオリエンテーリングを行い、夜にはキャンプファイアなどで交流を図ります。

3日目は、女神湖畔の清掃活動を行い、退所式となります。

資料3にお戻りください。

7の参加者でございますけれども、参加者は、熊坂教育長を団長に、団員は町内中学校1年生約30名、中学1年生に限定しておりますのは、受ける側、立科町も中学1年生をお迎えにして交流するというので、立科町さんの意向も踏まえまして中学1年生ということにさせていただきます。指導者として、中学校の先生や青少年指導員、さらに保健師、ジュニアリーダーなど総勢46名を予定しております。

8の交流事業の応募資格は、町内の中学校に在籍する中学1年生としております。

9の応募・選考・決定でございますけれども、応募期間は6月1日から18日までで、団員の決定は実行委員会において選考・決定することとしております。

10の参加者の負担金につきましては記載のとおりでございます。

説明は以上であります。

なお、実行委員会の会長は例年教育委員長さんをお願いしておりますことから、第1回目の実行委員会が5月26日に開催予定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

説明は以上でございます。

○（足立原委員長） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

ご質疑、ご意見等がありましたらお願いいたします。

どうぞ、平田委員。

○（平田委員） これは30名が募集の人数なんですけれども、毎年どれぐらい集まっているんですか。

○（足立原委員長） どうぞ、生涯学習課長。

○（大八木生涯学習課長） 一般公募ですとゼロです。それで、各中学校に約10名を目安に選任をお願いしているというのが実情でございます。

○（足立原委員長） どうぞ、平田委員。

○（平田委員） こういうところに参加した結果どうだったということは聞けるんですか。行った子供たちが、行ってよかったということになりますけれども、一般に、例えば応募をかけたその結果、こんな感じだったという感想や状況などのお知らせをやらないと公募した手前どうなのかな、なんて思ったんですけれども。

○（足立原委員長） どうぞ、生涯学習課長。

○（大八木生涯学習課長） あえてその結果、公募したらなかったですよということはオープンにしないようでございます。

○（平田委員） そうじゃなくて、こういうところに人数が公募の中でなくて、やった結果、行った結果、いいところに参加した結果、どんなだったかという子供たちの声というんですか、生徒たちの。

○（足立原委員長） どうぞ、生涯学習課長。

○（大八木生涯学習課長） 行った結果につきましては、広報紙等で県外交流会をやってこうでしたというようなことをトピックス、大々的にはできませんけれども、そういうような形ではお知らせをしております。

○（平田委員） はい、わかりました。ありがとうございました。

○（熊坂教育長） 補足を。

○（足立原委員長） どうぞ、熊坂教育長。

○（熊坂教育長） この交流に参加した子供たちから、長いのもあるんですけれども、短いものもありますが、感想をすべて提出いただいております。それを冊子にして各学校へもお配りし、教育委員さんの皆様方にもでき上がりましたらお配りしたいと思います。子供たちは、大変交流はよかったという感想が過去にも多いことがございます。また、ビデオ等も撮ってまいりますので、編集しそれを学校へ配ったりもしておりますので、またまとまりまして、

9月の終わりか10月になるとは思いますが、報告をいたしたいと思っております。

○（足立原委員長） よろしいでしょうか。

○（平田委員） はい、ありがとうございます。

○（足立原委員長） ほかにいかがでしょうか。質疑はございませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○（足立原委員長） それでは、ほかに質疑がありませんので質疑を終結したいと思います、ご異議ありませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

○（足立原委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第6、（1）青少年県外交流事業については、ご了承をお願いいたします。

それでは、熊坂教育長。

○（熊坂教育長） その他の追加で、河内課長のほうからご説明をいたしますが、全国学力調査の開示請求が来ましたので、ちょっとその点をご説明し、こちらの対応についてもご了解を得たいというふうに思います。よろしくをお願いいたします。

○（足立原委員長） それでは、河内教育総務課長。

○（河内教育総務課長） それでは、私のほうから、行政文書の公開請求というものが教育委員会所管のものに対しましてございましたので、その内容、概要と、それから対応についてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、5月18日に、横浜にお住まいの方3名の連名なんですけれども、教育委員会所管の行政文書の公開請求がございました。具体的には、先ほど教育長も申し上げましたようなことで、この行政文書というのは2007年度、いわゆる平成19年度から2009年度、平成21年度までの3年間の全国学力・学習状況調査の学校別の各科目の平均点一覧といった文書の内容の請求でございます。したがって、愛川町の学校9校、実施した内容について公開の請求があったというわけです。

この公開の請求に対しましての対応でございますが、ご案内のように全国学力・学習状況調査の公表等の扱いにつきましては、同調査に関する実施要領の定めがございまして、この実施要領におきまして、調査結果の取り扱いに関する配慮事項が示されております。この配慮事項の内容を読みますと、市町村教育委員会は域内、その学校区域内の学校の状況について、個々の学校名を明らかにした公表は行わないことという定めがございます。また、さらにその要領の中に、調査により得られる調査結果の取り扱いについてということの項目がご

ざいまして、この中で、地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠にして、情報の開示による調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう適切に対応する必要があることということでございまして、このようなことから、公開そのものについてはしないという回答、いわゆる非公開の決定の通知ということで相手のほうに通知をしたいということで、まず通知をさせていただきました。

また、この公開請求については、同じ方がお隣の厚木市、情報としてあと清川村のほうにもやはり同様に情報公開の請求がされたようございまして。それで、その情報等を入手しまして、それぞれ同じような対応をとということで、その扱いについて厚木市並びに清川村についても非公開ということで対応されるということで聞いておりますので、本町におきましても同様にその取り扱いをさせていただきたいということで、きょう報告をさせていただくものであります。

以上であります。

○（足立原委員長） 報告が教育総務課長からなされたわけですけども、何かご質問がございまして、これについて。

どうぞ。

○（岡本委員長職務代理者） これは神奈川県全体として同じようにそういうことなんですよ。横浜市は別ですか、政令都市ですから。

○（足立原委員長） どうぞ、教育総務課長。

○（河内教育総務課長） こちらについては、国のほうから、文科省から示された実施要領に基づいてということになりますので、全国この取り扱いについては基本的に同じ歩調になるので、また対応をされているということで私のほうは認識しているということです。

以上です。

○（岡本委員長職務代理者） 他県で公表しているところがありますよね。わからないんですけども、ある県はできて、あるところはできないってどういうことなんですか。

○（足立原委員長） どうぞ、教育長。

○（熊坂教育長） 最終的には市町村の判断ということになります。公開請求が出て、いろいろなその後の手続があるわけですけども、どこでも基本的には非公開という方針は持っております。その後そういう回答をしたときに、情報の公開審査会がありますね。そこへ請求があると、そこを審査会のほうでまた審査をして、そこで同じ答えでしたらまた返せばいいわけで、それで終わりになるんですけども、違った場合には、公開しなさいと出た場合に

は、最終的には定例教育委員会を開いて、この場で決定をいたします。そこで答申を受けての答えはこちらの判断になります。大阪のほうですかね、裁判になったところもあるようですが、その場合は勝ったという話を聞いております。

- （岡本委員長職務代理者） 非公開のほうが。
- （熊坂教育長） はい。ですから、国のほうは原則はもう非公開ということが建前でありまして、県の教育委員会もそれは堅持したいと。ただ、最終的に市町村で公開ということは、そこで決定されればそのとおりになるということになります。
- （岡本委員長職務代理者） そういう道も残っていると言え残っていると。ただ、原則は非公開ということなんですね。
- （熊坂教育長） はい。ですから、幾つかのところは過去に公開請求があつて、県内でも市とか、このレベルの全体の平均は公開し、学校ごとの非公開にした実例はございます。たしか鎌倉でしたかね、そんなような決定をされた市もあるようでございます。
- （足立原委員長） それでは、ご了承いただいたということで、よろしく申し上げます。

以上で、5月定例会の日程はすべて終了しましたので閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認めます。

よって、5月定例会を閉会いたします。長時間にわたり、大変ご苦労さまでした。